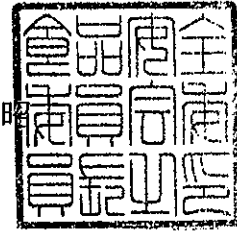




府食第744号  
平成16年7月8日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成16年7月1日付け厚生労働省発食安第0701003号により貴省  
から当委員会に対し照会された事項について、次のとおり回答します。

#### 記

以下の場合には、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1  
項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、  
同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でな  
いときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく基  
準として、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第  
52号）に定められた特別牛乳の容器の口に係る規定を次のように改めよう  
とする場合。

特別牛乳の容器の口を覆うべきものの材質として、合成樹脂を加えること。